

身延山大学における障害のある学生支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)第11条第1項に基づき定めた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」(平成27年文部科学省告示第180号)に則り、身延山大学(以下「本学」という。)に在籍する学生及び入学を志願する者に対し、障害を理由とする差別を行わず適切な支援を行うため、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学は建学の精神及び「障害者基本法」「障害者差別解消法」に則り、全ての教職員が本学に在籍する障害のある学生に、障害のない学生と同じ環境や条件のもとに学生生活を送ることができるよう、授業保障・情報保障を中心に修学支援を行う。

2 本学の障害のある学生に対する支援は、支援活動を通じて学生と支援者が障害に対する理解を深め、全ての人々がお互いを尊重し認め合いながら生きる社会の実現に寄与できる場となることを目指すものとする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害のある学生

「障害者基本法」第2条第1号に規定する、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。(以下「障害」と総称する。))がある者であり、かつ、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者であり、本学におけるすべての教育、研究及びその他の関連する活動に参加する学生(受験生を含む。)をいう。

(2) 合理的配慮

障害のある学生が、他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、本学が変更・調整を行い、その状況に応じて大学において教育を受ける場合に個別に必要なとされるものであり、本学に対して体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとする。

- ① 教育及び研究その他本学が行う活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 本学の規模、財政・財務状況

(3) 不当な差別的取扱い

障害を理由として、本学における教育及び研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障害学生を障害のない学生より不利に扱うことをいう。なお、不当な差別的取扱いには、前号に規定する合理的配慮を提供しないことを含む。

(学務委員会)

第4条 学務委員会において、第1条に規定するこの規程の目的及び第2条に規定する基本方針を実現するために障害学生支援方策の検討、審議を行い、障害学生の支援に関わる全学的な取り組みを推進する。

(実施体制)

第5条 学務委員長は、障害のある学生の支援を総括し、本学における障害のある学生への差別解

消の推進に必要な措置を講じるため、教職員に対する研修・啓発の実施等を行う。

(合理的配慮計画及び合理的配慮の提供)

第6条 第3条第2号に規定する合理的配慮を提供するため、学務委員会において、合理的配慮計画を策定する。

2 教職員は、本学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、前項に定める合理的配慮計画に基づき、合理的配慮を提供しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第7条 教職員は、本学における教育、研究その他の活動に際し、障害のある学生に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 障害のある学生は、教職員が不当な差別的取扱いをした場合に学修支援室を窓口として、学務委員会に異議を申立てることができる。

3 本学は、本学の支援に関して支援を申し出た者又はその関係者から、第6条第1項に規定する合理的配慮計画の内容及び決定過程並びに第7条第3項に規定する結果に不服の申立てがあった場合は、建設的対話を通じて解決に努め対応する。

(支援体制)

第8条 学務委員会を中心として、専攻科、授業担当教員、アカデミックアドバイザー、カウンセラー、学修支援室等が緊密に連携し、障害のある学生への支援を行う。

2 障害のある学生の支援に関する総合窓口を学修支援室に設ける。

3 学修支援室は、障害のある学生の入学前相談、障害のある学生への具体的な支援・相談対応、障害のある学生の学生生活環境整備及び、教職員や関係部署並びに支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。また、障害のある学生支援に関する研修や啓発活動を実施する。

(個人情報の保護と守秘義務)

第9条 障害のある学生の支援者は、支援をするうえで知り得た障害のある学生の個人情報の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は改正個人情報保護法(平成29年5月30日施行)に定める「要配慮個人情報」に則し、必ず本人の同意を得るものとする。ただし、障害のある学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合は、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間で個人情報の共有を行うことができる。

(教職員への周知・教育啓発)

第10条 本学は教職員に対し、この規程その他関係諸規則の周知徹底を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進を図るために必要な教育・啓発活動を行うものとする。

(情報の公開)

第11条 本学は、障害のある在籍する学生及び入学を志願する者に対し、本学の受け入れ姿勢及び支援に関する方針等について情報公開し、社会に対する説明責任を果たすものとする。

(規程の改廃)

第12条

本規程の改廃は、教授会の意見を参考として、学長が行う。

附則(制定)

本規程は、令和4年4月1日より施行する。

身延山大学障害学生支援ガイドライン

1 支援範囲

身延山大学(以下「本学」という。)が行う支援の範囲は、本学に在籍する学生及び入学を志願する者に対し障害を理由とする差別を行わず、他の受験者又は他の在籍生との均衡を失しない範囲で必要とされるものとし、本学における合理的配慮としての支援の範囲は、入学試験に関する事項、入学から卒業までの修学及び進路・就職等に関する次の事項とします。

- (1) 入学試験に関する配慮
- (2) 授業に関する配慮
- (3) 学内試験に関する配慮
- (4) キャリア支援
- (5) その他必要と思われる支援

2 支援体制

学務委員会を中心として、専攻科、授業担当教員、アカデミックアドバイザー、カウンセラー、学修支援室等が緊密に連携し、障害のある学生への支援を行います。

また、障害のある学生の支援に関する総合窓口を学修支援室に設け、障害のある学生の入学前相談、障害のある学生への具体的な支援・相談対応、障害のある学生の学生生活環境整備及び、教職員や関係部署並びに支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行い、障害のある学生の支援に関わる全学的な取組みを推進しています。

3 支援実績(これまで実施した主な支援内容)

ここに挙げる支援内容は例であり、それぞれの学生の相談に応じて支援を行っています。

- (1) 聴覚障害のある学生への支援
FM補聴器の無料貸与、ノートテイク、パソコンテイク、座席の配慮、手話通訳(入学式、卒業式)、教員・実習先への配慮依頼、保管ロッカー貸与
- (2) 視覚障害(ディスレクシア)のある学生への支援
座席の配慮、教室の配慮、拡大コピー、教員・実習先への配慮依頼、保管ロッカー貸与
- (3) 肢体不自由のある学生への支援
座席の配慮、教室の配慮(学生移動の動線)、教員への配慮依頼、試験時間の延長(上肢)、別室受験、車椅子の貸与、校舎前までの車両乗り入れ許可、保管ロッカー貸与
- (4) 発達障害のある学生への支援
座席の配慮、教員・実習先への配慮依頼、保管ロッカー貸与
- (5) 精神障害のある学生への支援
座席の配慮、教員への配慮依頼、保管ロッカー貸与
- (6) 内部障害のある学生への支援
座席の配慮、教員への配慮依頼、保管ロッカー貸与

4 受験生に対する支援について

障害のある学生が、障害の無い学生と同じ環境や条件のもとに学生生活を送ることができるよう

に、一人ひとりの状況にあわせて、話し合いながら配慮内容を決めています。

(1) オープンキャンパス及び事前相談に関する配慮

事前に障害のある志願者から相談を受けた場合は、入試事務室と学修支援室が参加に必要な配慮について検討し、検討結果を志願者及び保護者へご連絡します。また、要望に応じて志願者との相談も行います。

(2) 入学試験前相談に関する配慮

出願受付開始日前の1か月前から1週間前までに、障害のある志願者から提出された申請書をもとに、受験上特別な措置を検討し、志願者及び保護者にご連絡します。また、試験及び就学上の配慮を希望する障害のある学生は、出願受付開始日前の1か月前から1週間前までに、入試事務室に申請書を提出してください。必要に応じて、志願者及び保護者との相談も受け付けます。

(3) 入学試験に関する配慮

障害の内容と程度に応じて、次のような特別措置を考慮します。

- ① 「大学入試センター試験における受験上の配慮」に準じます。
- ② 時間延長(読み書きに時間を要する受験生)
- ③ 別室受験・保健室受験(時間延長を必要とする受験生、体調が不安定な受験生)
- ④ 留意事項及び説明の文書伝達(聴覚等に障害のある受験生)
- ⑤ 情報支援機器の利用
- ⑥ 試験問題の拡大・点訳・解答用紙の拡大
- ⑦ 机や椅子への配慮(車いす利用者、視覚に障害のある学生、四肢に障害のある学生)
- ⑧ 試験会場への通路の確保(車いす利用者、下肢に障害のある学生)
- ⑨ 駐車場の確保
- ⑩ オンライン入試の実施(推薦入試のみ)
- ⑪ 手話通訳士の依頼
- ⑫ 介助者の配置

(4) 施設・設備に関する配慮

スロープ、手すり、エレベータ、障害者用トイレを設置しています。

5 学生生活に関する支援

障害のある学生が学生生活を送るうえで困難なことがあれば、学修支援室が相談窓口として対応しています。障害の内容と程度に応じて、次のような学生生活の支援を行います。

- (1) 施設利用に関する支援
- (2) 学内外行事の座席配慮
- (3) 介助者の配置
- (4) 個人ロッカーの貸与

6 修学支援

障害の内容と程度に応じて、次のような修学支援を配慮します。

- (1) 授業については、支援計画を関係教職員の間で情報共有
- (2) 個別の授業担当教員に「配慮依頼文書」を配付及び情報の共有
- (3) 履修及び事務手続きにおける配慮

- (4) 定期試験の配慮(時間延長・別紙受験等)
- (5) 教室・座席の配慮
- (6) 教材の拡大

7 就職に関する支援

就職については、障害のある学生を対象にした合同面談会の情報等を提供し、企業訪問先などで人事担当者と面談する際に、障害者の受け入れ促進の依頼をします。

8 学内環境の整備

次のような学内整備を行っています。なお、入学者の障害の内容と程度において、その都度学内整備も行っています。

- (1) スロープ、エレベータ、多目的トイレの設置
- (2) 障害に応じた利用機器の整備及び学習室の提供
- (3) 学内駐車場の確保

9 支援の範囲に含まれない事項

次の事項は支援の範囲に含まれません。

- (1) 教育内容の緩和
 - ① 教育の目的・内容、及び評価の本質的変更
 - ② 試験やレポート課題の免除
 - ③ 科目の合格基準の緩和、及び出席日数の緩和
 - ④ 卒業認定基準や卒業要件の緩和

- (2) 過重な負担を伴う支援

文部科学省『障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』の過重な負担の基本的考え方に則し、財政面・体制面等で「過度な負担」がかかると判断されたものは支援の範囲に含めません。

- ① 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

- (3) 大学教育及び事業に付属しない個別的生活に関する支援

- ① 学外での生活支援及び介助(日常生活を含む)
- ② 排尿・食事の身体的介助(学内外問わず)
- ③ アルバイト・学外サークル・個人的な学習等、大学教育に付属しない支援及び介助
- ④ 登下校時の送り迎え(スクールバス使用時は除く)

10 不服申し立て

このガイドラインにしたがって行う支援方法等について、障害学生、保証人、担当科目の教員及び職員において疑義や不服申し立てがある場合には、学務委員会に申し立て、話し合いにより解決

します。なお、窓口は学修支援室とします。

11 研修及び啓発

- (1) 身延山大学は、教職員に対して障害を理由とする差別の解消と障害特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行うものとします。
- (2) 身延山大学は、新たに教職員になった者に対して、障害を理由とする差別の解消等に関する基本的な事項について理解させるための研修を行うものとします。

12 問合せ先

身延山大学 学修支援室

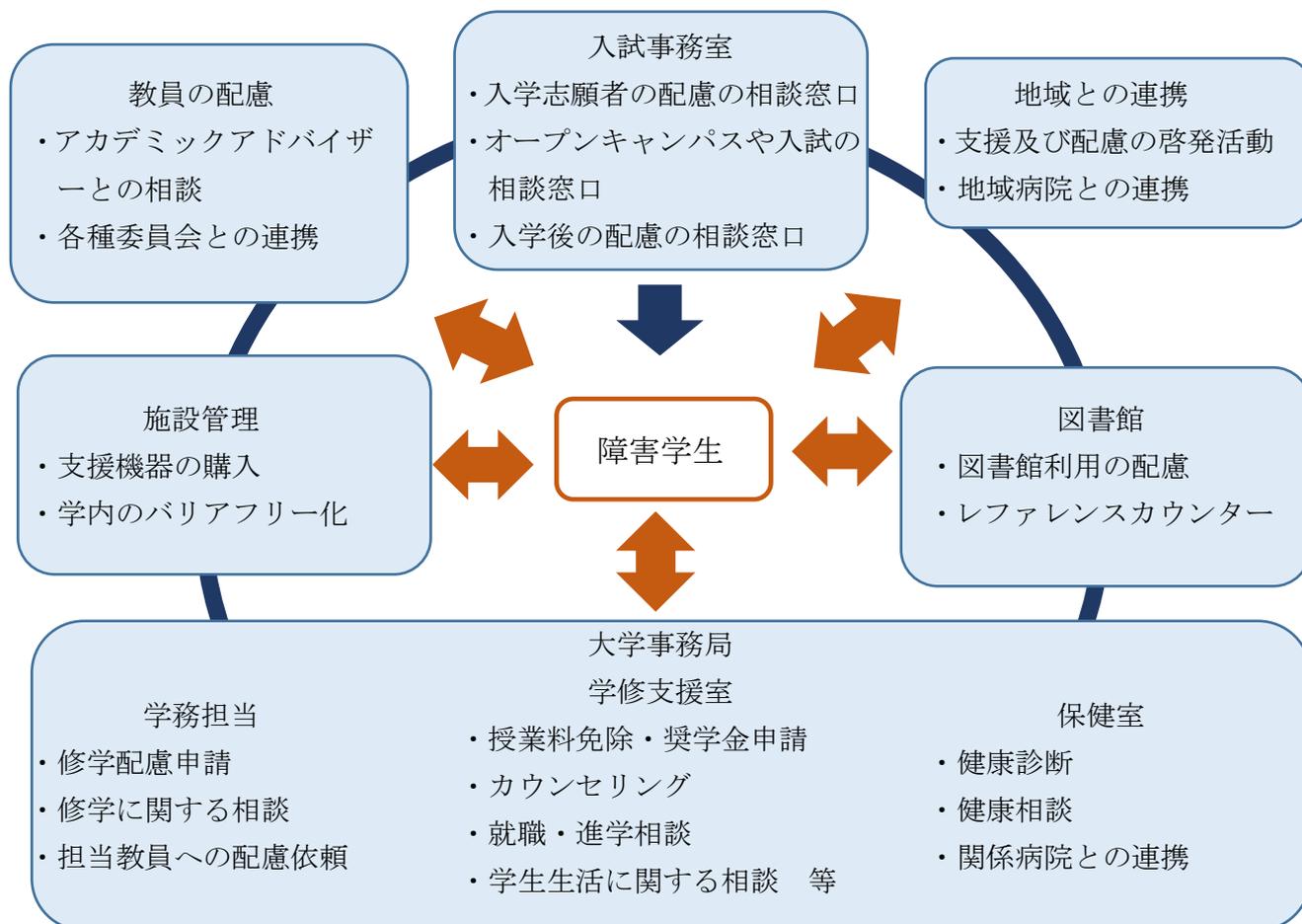
電話 0556-62-0107 e-mail: gakumu@min.ac.jp

附 則

- 1 このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

支援体制について

障害学生及び入学希望者からの申請に基づき、個別のニーズに応じた支援を行います。大学一体となり各部署と連携して、合理的配慮に基づく支援、及び調整を行います。



大学事務局（学修支援室：障害学生支援）

大学事務局では、障害があることにより、修学上に何らかの支援が必要な学生の相談に応じ、個々の形態に応じた支援を行います。

大学事務局の障害学生支援の主な役割

- 1 学生への修学に関する支援（カウンセリング、各種個別相談、ロッカー貸与等）
- 2 障害のある学生の合理的配慮の申請（例：講義別配慮、試験等の配慮等）
- 3 支援機器の貸出（FM補聴器・iPad等）
- 4 障害学生支援に関する啓発活動（教職員・学生・地域等）

基本的にカウンセリング及び相談は、予約制になっています。また、障害学生が困難な状況にあると気付いた場合には、学修支援室までご連絡ください。

TEL 0556-62-0107 e-mail gakumu@min.ac.jp